

携帯電話・PHS からの通報では、 現在地をはっきり と伝えましょう！

携帯電話やPHSからの通報は、通報した地点から離れた地域につながる場合があります。

消防本部につながったら、まず現在地を正確に伝えて下さい。

また、通報者に消防本部から問い合わせをする場合がありますので、しばらくの間は、電話機の電源を切らないで下さい。



新潟県春の火災予防運動
4月1日～4月7日

消す心置いてください
火のそばに

4月1日～7日
春の火災予防運動
— 3つの習慣・4つの対策 —

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝タバコは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災、救急、救助は
「119」
おちついて、ゆっくり、
はっきりと

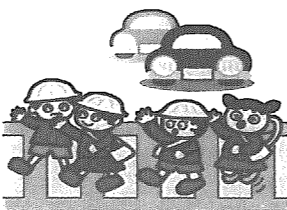
火災発生のお問い合わせは、
テレホンサービス ☎382-0119

子どもを交通事故から守るのは大人の責任 新入学(園)児を守る交通安全週間

実施期間 4月4日(金)～4月11日(金)までの8日間

ドライバーの皆さんへ ～あなたの運転マナーが子どもを事故から守ります～

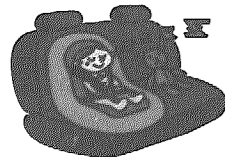
- ①学校や幼稚園・保育園、公園の近くを通行するときは、スピードを控え、子どもに注意して運転しましょう。
- ②子どもは、ひとつのことに熱中すると周りが見えなくなります。子どもを見たら、飛び出しなど不意の行動に注意しましょう。
- ③子どもは、物陰に隠れて遊ぶ傾向があります。車の死角などに子どもがいないかしっかり確認しましょう。



保護者の皆さんへ

- ①子どものお手本になって、正しい道路の歩き方・渡り方を指導しましょう。
- ②シートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ③子どもが出かけるときは、交通安全を呼びかけましょう。

主唱 新潟県・新潟県警察本部



国民年金保険料の納入には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」があります。

国民年金保険料納入には
便利でお得な「前納制度」を、
「6か月前納」「12か月前納」を
ご利用ください

～問い合わせ 町民生活課～

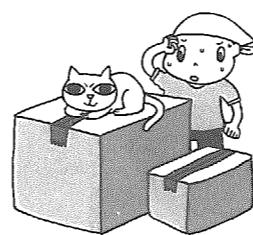
保険料を前納すると、年4分(複利現価法)の割引が受けられます。また、毎月保険料を納めるという手数が省け、納め忘れもなくなります。
留守がちな人、収入が一定期間に片寄る人など、ぜひ前納制度をご利用ください。

平成15年4月中に
納付した場合

◎平成15年度の保険料額は、平成14年度に引き続き、同額の月額13,300円、3000円となります。
付加保険料も今までと同額の400円です。(下表参照)

★平成15年4月中に前納した場合

前納割引率(年4分)		6か月前納	12か月前納
月額納付	13,300円	79,800円	159,600円
	13,700円	82,200円	164,400円
定額保険料→		79,150円	156,770円
	割引額	650円	2,830円
月額納付	13,300円	79,800円	159,600円
	13,700円	82,200円	164,400円
定額と付加保険料→		81,530円	161,480円
	割引額	670円	2,920円

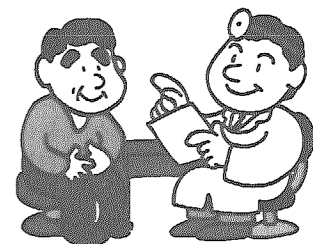


住所を変更するときは、 必ず届出をして下さい！

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、住所を変更する際は、お早めに手続きを行って下さい。

種類	期間	届出人	国民健康保険証	国民年金手帳	転出証明書	介護保険証
転入届	引越してから14日以内	本人 または 世帯主	○	○	○	
転出届	転出する日まで		○	○		○
転居届	変更した日から14日以内		○	○		○
世帯主変更届	変更した日から14日以内		○	○		

転入の届出をしていないと各家庭への配布物が届かない場合があります。必ず役場で手続きをして下さい。



退職者医療制度の 一部負担が3割に

4月1日から、健康保険法等の改正により、退職者医療制度に加入されている方の負担割合が、入院・外来を問わず、すべて3割となりました。
なお、退職者医療の該当者は、これまでどおり届出が必要となりますので、手続きをお願いします。
※現在交付されている退職者医療被保険者証は、平成15年8月31日の更新時まで使用することができます。

- 退職者医療を受けられる人
- ①国民健康保険に加入している人
 - ②老人保健法の適用を受けていない人
 - ③厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が

- ④退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者
- ◆問い合わせ 町民生活課